

平成 29 年度市民活動支援事業費補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 県は、湖沼及び河川の環境の保全を図るため、県内において、湖沼、河川、湧水、ため池、水路（以下「湖沼等」という。）の水環境保全、水環境学習又はヨシ帯保全に関わる活動を実施する団体が、これらの活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金交付の対象となる団体は、次のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 主に県民で構成され、自ら企画した活動を行う団体（町内会、PTA 等を含む。）
- (2) 営利を目的としない団体
- (3) 組織、運営に関する定款又は規約等を有し、明確な会計及び経理を実施できる体制を有する団体
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制下でない団体

(補助対象事業)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内で実施する事業であって、別表 1 の左欄に掲げるものとする。ただし、他の公金による補助金等を受ける事業は、対象としない。

(補助率、補助金の上限額)

第 4 条 補助対象事業に対する補助率、1 団体当たりの補助金の上限額については、別表 1 の中欄及び右欄のとおりとする。

2 一つの団体が本年度に補助金を受けられる回数は、1 回とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象となる経費は、別表 2 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする団体は、平成 29 年度市民活動支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに茨城県霞ヶ浦環境科学センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第 7 条 規則第 7 条の規定による交付決定の通知は、平成 29 年度市民活動支援事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(申請の取下げ期限)

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から起算して10日とする。

(補助事業の内容の変更等)

第9条 規則第7条の規定による補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、交付決定のあった金額の20パーセントを超えて補助金額を減額しようとするときは、あらかじめ、平成29年度市民活動支援事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の内容の変更承認)

第10条 センター長は、補助事業者から平成29年度市民活動支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）が提出され、補助事業の実施上必要と認めたときは、平成29年度市民活動支援事業補助金変更承認決定通知書（様式4号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業者の責務)

第11条 補助事業者は、補助事業を行う場合、茨城県森林湖沼環境税を財源とする補助を受けた旨を活動の会場、印刷物等に明示するなどして、広報に努めなければならない。

2 センター長が補助事業による活動成果を公表しようとするときには、補助事業者は、これに協力するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、平成29年度市民活動支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は前項の規定により提出された平成29年度市民活動支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）の内容を審査し、適当と認めたときは、平成29年度市民活動支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 センター長は、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、平成29年度市民活動支援事業費補助金概算払申請書（様式第7号）をセンター長に提出するものとする。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業遂行中にセンター長から進捗状況等について報告を求められた場合は、平成 29 年度市民活動支援事業費補助金進捗状況報告書（様式第 8 号）により、センター長が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は平成 30 年 3 月 17 日のいずれか早い日までに、平成 29 年度市民活動支援事業費実績報告書（様式第 9 号）をセンター長に提出しなければならない。

2 第 12 条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成 5 年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 規則第 14 条の規定による補助金の額の確定は、平成 29 年度市民活動支援事業費補助金確定通知書（様式第 10 号）により行う。

(証拠書類の保存)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(決定の取消)

第 18 条 センター長は、補助事業者が規則に定めによるもののほか、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの補助事業の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が市民活動支援事業補助金交付要項（以下、交付要項という。）の定めに違反した場合
- (2) 補助事業者が規則、交付要項に定める申請又は報告において虚偽の申請又は報告をした場合
- (3) 補助事業者又はその代表者が公租公課の滞納処分を受けたとき。

(その他)

第 19 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

付 則

この要項は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

別表 1

補助対象事業	補助率	1 団体当たりの 補助金の上限額
・ 水環境保全活動 県内の湖沼等の水質改善を目的とした湖沼等における清掃，除草など ・ 水環境学習活動 県内における親子水環境教室や自然観察会の開催，湖沼等の河川等の水質検査など ・ ヨシ帯保全活動 県内の湖沼等の水辺のヨシ帯の植栽，刈取り，観察など	10/10	250,000円

別表 2

補助対象経費
・ 報償費（外部講師，外部指導者等に対する謝礼） ・ 旅費（外部講師，外部指導者等の旅費） ・ 消耗品費（事業実施に必要な事務用品など） ※1 品につき 5 万円以下 ・ 資材・材料費（ゴミ袋や簡易水質検査用品（パックテスト）等，清掃や環境学習に必要な材料費など） ・ 燃料費（レンタル車両や刈払機等の燃料費（自家用車の燃料費は対象外とする。）） ・ 食糧費（現地活動の茶菓代に限る。） ・ 印刷製本費（会議資料のコピー，ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷など） ・ 通信運搬費（資料や資材輸送に係る郵便料や宅配便代など） ・ 傷害保険（ボランティア活動時の保険掛金，体験学習等行事参加者のための傷害保険料など） ・ 広告等掲載料（実施事業の開催告知などを新聞・雑誌等で行う場合の掲載料など） ・ ゴミ処分費（清掃等で生じるゴミの処分費。ただし，市町村で処分するゴミを除く。） ・ 使用料（会議室等の使用料，トラック（貨客兼用自動車を含む。），事業用機械器具等の借料及び損料） ・ その他，特に知事が必要と認める費用